

地域リハビリテーション支援センターの概要

目的

本事業は、おおむね二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センター（以下「支援センター」という。）を指定し、当該支援センターを拠点として、地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援し、地域におけるリハビリテーション医療提供体制の充実化に資することを目的とする。

事業経緯

平成11年度 国が「地域リハビリテーション推進事業」を開始

平成13年度 都において地域リハビリテーション支援事業開始

平成17年度 国が「地域リハビリテーション推進事業」を廃止（老健局通知）⇒ 東京都単独事業として実施

平成18年度 全12二次保健医療圏に支援センターの設置完了

事業内容

（1）必須の役割（全支援センター共通）

- ア 連絡協議会の設置
- イ リハビリテーションに関わる多様な人材の育成・確保
- ウ リハビリテーション専門職、関係機関との連携強化
- エ 地域住民に対するリハビリテーションの啓発

（2）選択する役割（地域のニーズ等の実情による）

- ア 地域包括ケア推進に向けた地域支援事業等への技術的助言や支援
- イ 災害時におけるリハビリテーションの支援
- ウ 脳卒中医療連携推進事業への支援
- エ 高次脳機能障害のリハビリテーション事業への支援

令和8年度委託料上限額（予定）

4,212,200円/1施設

東京都地域リハビリテーション支援センターについて

地域リハビリテーション支援センター指定基準

＜＜診療体制＞＞

地域におけるリハビリテーションの拠点病院としての役割を果たすことのできる専門的医療体制を有すること。

(1) 従事者

ア リハビリテーションに関する専門医が配置されていること。なお、専門医は、常勤又は非常勤であっても常勤に近い勤務になるよう努めること。

イ 理学療法士及び作業療法士が常勤で配置されており、かつ、原則として言語聴覚士が配置されていること。

ウ ソーシャルワークに従事するものが配置されていること。

(2) 医療施設

ア 「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）第9に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第6号）の脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）に関する施設基準に係る届出を行った医療施設のうち、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が常勤で従事しており、理学療法、作業療法及び言語療法のいずれも適切に実施できる体制を整えている施設

イ 「特掲診療料の施設基準等」第9に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）及び運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）及び運動器リハビリテーション料（Ⅰ）に関する施設基準に係る届出を行った医療施設

＜＜連携体制＞＞

(1) 紹介患者の受入れ、逆紹介等の他の医療機関等との連携体制を有していること。

(2) 他の医療機関等に支援を求める、又は、地域の医療機関、福祉施設等が行っているリハビリテーションを支援する等の協力関係を有すること。

＜＜相談体制＞＞

地域の医療機関、福祉施設等からのリハビリテーションに関する相談等に応じ、必要な情報を提供できる体制にあること。

＜＜研修体制＞＞

地域のリハビリテーションに携わる従事者、家族の会、又はボランティア等関係団体に対し、必要な研修を実施できる体制にあること。